

## 令和2年度 葛城市中小企業資金融資制度（法人用：創業支援資金）

資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に登録されている事業所を有していること。</li> <li>・市税の滞納がないこと。</li> <li>・奈良県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。</li> <li>・創業支援は、これから新たに事業を営むもの又は営んでから1年未満のもの。</li> <li>・創関連保証制度（奈良県保証協会）の信用保証を受けることができること。</li> <li>・資金の使途が明確であること。</li> <li>・融資金の返済の見込が確実なこと。</li> <li>・本融資制度を利用していないこと。（借換は、残り期間及び残高が当初融資金額の1/2以下となっていること。）</li> <li>・本融資制度の保証人となっていないこと。</li> <li>・許可、認可等必要な業種は許可、認可等を受けていること。（提出ができない場合は、統一様式の誓約書を申込み時に提出し、許認可等を受けてから提出すること）</li> <li>・暴力団、暴力団員等でないこと。</li> </ul>
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として代表者のみ</li> </ul>
手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類は2部作成し提出して下さい。（1部はコピー可）</li> </ul>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葛城市中小企業資金融資申込書</li> <li>・事業計画書</li> <li>・納税証明書（最近3ヶ月以内のもの。収納促進課で交付）</li> <li>・事業証明書（最近3ヶ月以内のもの。税務課で交付）</li> <li>・事業所の位置図</li> <li>・信用保証依頼書……………</li> <li>・信用保証委託申込書……………</li> <li>・創業・再挑戦計画書……………</li> <li>・信用保証委託契約書……………</li> <li>・個人情報の取扱いに関する同意書…</li> <li>・申込人（企業）概要……………</li> <li>・「保証協会団信」加入意思確認書……</li> <li>・決算書（提出できる場合）</li> <li>・商業登記簿謄本（写）</li> <li>・定款（写）</li> <li>・印鑑証明書（最近3ヶ月以内のもの。法人及び代表者の印鑑証明書）</li> <li>・許認可証・免許等の写し（必要業種のみ、複数の場合はすべて添付。まだ許認可等未取得していない場合は、保証協会共通様式の誓約書を提出し、取得後に写しを提出）</li> <li>・見積書</li> <li>・委任状（本人以外が持参される場合）</li> <li>・その他必要書類</li> </ul> <p style="text-align: right;">} 保証協会共通様式</p>
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南都銀行（新庄、高田、香芝、御所支店）</li> <li>・大和信用金庫（新庄、高田、香芝、香芝中央支店）</li> <li>・奈良中央信用金庫（新庄、高田、香芝支店）</li> </ul>
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援資金（限度額） 1事業者につき1,000万円以内</li> <li>（返済） 60ヶ月以内（据え置き6ヶ月以内）</li> </ul>
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 年2.175%（固定利率）…そのうち、市が1%補給</li> <li>※なお、長期プライムレートの変動により、10月1日以降の融資申し込み分から融資利率が変わる場合があります。</li> </ul>
信用保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が70%助成、申請者は30%負担</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資が承認されましたら、速やかに市役所商工観光課に利子補給申請書、委任状（利子補給の受領）、同意書、返済計画書を提出してください。</li> <li>・融資の枠（3億円）に限りがあり、受付順となりますのでお早めに申し込みください。 申請受付：第1期 4月1日より（1.5億円）、第2期 10月1日より（1.5億円）</li> <li>・申請書の提出は、申請者本人をお願いします。（本人以外の場合は委任状持参）</li> <li>・本融資を受けられ、借換えをされる場合は、残り期間及び残高が当初融資金額の1/2以下となっていること。</li> <li>・創業資金については、利用者の状況により審査に必要な書類が異なります。</li> </ul>